

# 第12回定時株主総会招集ご通知

## (交付書面非記載事項)

### 【事業報告】

- ・ 企業集団の現況に関する事項  
財産及び損益の状況、企業集団の対処すべき課題、主要な事業内容、主要な営業所、従業員の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 会社の現況  
株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況の一部、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用の状況、会社の支配に関する基本方針

### 【連結計算書類】

- ・ 連結貸借対照表
- ・ 連結損益計算書
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

### 【計算書類】

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

### 【監査報告】

- ・ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査役会の監査報告

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

## サンバイオ株式会社

上記事項の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 【事業報告】

### 企業集団の現況に関する事項

#### 財産及び損益の状況

##### 1. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (当連結会計年度) (2025年1月期)
事業収益 (百万円)	—	—	—	—
経常損失 (△) (百万円)	△4,579	△4,698	△2,824	△3,022
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△4,677	△5,559	△2,644	△2,882
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△90.33	△95.99	△40.48	△41.86
総資産 (百万円)	5,510	7,045	5,047	3,447
純資産 (百万円)	2,035	4,428	2,792	1,762
1株当たり純資産額 (円)	32.99	62.12	38.08	21.93

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

##### 2. 当社の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (当事業年度) (2025年1月期)
事業収益 (百万円)	—	—	—	—
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	932	1,863	416	△750
当期純損失 (△) (百万円)	△6,439	△8,871	△4,133	△3,545
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△124.35	△153.17	△63.29	△51.49
総資産 (百万円)	4,883	6,593	4,623	3,159
純資産 (百万円)	2,033	4,388	2,701	1,650
1株当たり純資産額 (円)	32.96	61.48	36.74	20.35

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## 企業集団の対処すべき課題

全世界で再生医療の産業化が徐々に進むなか、各国でも国レベルの取り組みがされています。国内でも、再生医療を政府の成長戦略の一つとして、この分野における科学・基礎研究への手厚い支援及び助成金の実施や、薬事法を改正し再生医療等製品への法制度の見直しを行ってきました。このような環境のなかで、当社グループは、細胞治療薬SB623の製造及び販売の開始をグローバルで目指すため、次の対処課題に取り組んでいきます。

### 1. アクーゴ<sup>®</sup>脳内移植用注（以下、「アクーゴ<sup>®</sup>」）の製造販売承認事項一部変更承認取得及び出荷開始

国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、2022年1月までに先駆け総合評価相談を終了し、2022年3月に当社初となる再生医療等製品製造販売承認申請を完了しました。その後、2024年7月31日に、厚労省より「外傷性脳損傷に伴う慢性期の運動麻痺の改善」を効能・効果として、アクーゴ<sup>®</sup>は日本における条件及び期限付き製造販売承認を取得しました。この承認条件の一つである同等性／同質性を確認するために2回程度の市販品製造の適合を得ることを想定し製造を行い、本日までに1回の製造で、規格試験、特性解析にて全ての基準値を満たし、適合と判断されました。残り1回の適合を得るための製造は既に開始しており、これが適合である場合、その結果を用いて一部変更申請を行い、出荷解除のための承認取得を目指します。以上により、アクーゴ<sup>®</sup>の出荷が可能となる時期は、第2四半期（2025年5～7月）と想定します。今後は、国内でのアクーゴ<sup>®</sup>の普及を活発化させ、そのなかで、二つ目の承認条件である7年間の製造販売承認期限内に製造販売後臨床試験等を実施し、本承認を取得する計画です。

### 2. 市販後の製造・物流・販売体制の構築

上述したアクーゴ<sup>®</sup>の条件及び期限付き承認を踏まえ、従来の医薬品とは性質の異なる再生医療等製品の安定供給及び適正使用の実現に必要な製造・物流・販売体制の構築を進めていきます。製造に関しては、品質の持続性確保に向けた活動に取り組んでいきます。物流に関しては、厳格な品質管理下で確実に製品を患者さんへお届けするための流通管理システム（R-SAT<sup>®</sup>システム）の株式会社スズケンとの共同開発を含む、安定供給体制の構築を進めていきます。また、医療機関への製品情報提供資材の作成及び提供体制の整備、患者適格性判定システムの開発等、適正使用推進体制の構築に努めていきます。

### 3. 地域展開を見越した研究開発の取り組み

研究開発型企業における事業の継続的な成長のために重要な研究開発パイプラインの推進に向けて取り組みを進めていきます。国内で条件及び期限付き承認を取得したアクーゴ<sup>®</sup>については、米国での慢性期外傷性脳損傷の臨床試験の開始に向けて当局との協議を再開します。慢性期脳梗塞プログラムについては、日米における臨床試験の開始に向けての検討を進めていきます。SB623以外の細胞を含む、その他の研究・非臨

床試験段階のプログラムについては、引き続き、臨床試験の開始に向けたデータの取得に努めていきます。

#### 4. 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期外傷性脳損傷、慢性期脳梗塞等を対象としたSB623の上市を加速するために、またそれ以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金、提携等を通じて、必要な資金調達の多様化を図っていきます。

#### 5. 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発及び製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及びその治験薬自体の製造の業務等は外部協力業者を活用するなど効率的に行っています。現在は小規模組織での運営を行っていますが、開発の加速、市販後体制の構築、パイプラインの拡大・進捗等に応じて、今後も、適切かつ十分な人材の確保・維持に努めていきます。

### 主要な事業内容（2025年1月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた細胞治療薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた細胞治療薬事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

### 主要な営業所（2025年1月31日現在）

#### 1. 当社の主な事業所

本社	東京都中央区
----	--------

#### 2. 子会社

SanBio, Inc.	米国カリフォルニア州オークランド市
--------------	-------------------

## 従業員の状況（2025年1月31日現在）

### 1. 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
他家幹細胞を用いた細胞治療薬事業	20（0）名	増減なし
全社（共通）	9（0）名	増減なし
合計	29（0）名	増減なし

（注）従業員数は就業員数であり、パートなどの臨時社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### 2. 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
29名	48.2歳	3.2年

区分	従業員数	前事業年度末比増減
他家幹細胞を用いた細胞治療薬事業	20（0）名	増減なし
全社（共通）	9（0）名	増減なし
合計	29（0）名	増減なし

（注）従業員数は就業員数であり、パートなどの臨時社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 主要な借入先の状況（2025年1月31日現在）

### 1. 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	397百万円

### 2. 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	397百万円

## その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の現況

### 株式の状況 (2025年1月31日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 70,927,202株
3. 株主数 44,436名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
川 西 徹	12,221	17.2
森 敬 太	5,997	8.4
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	1,646	2.3
今 村 均	525	0.7
大 高 功	459	0.6
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	372	0.5
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	366	0.5
野 村 證 券 株 式 会 社	306	0.4
楽 天 証 券 株 式 会 社	303	0.4
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	244	0.3

(注) 持株比率は自己株式 (518株) を控除して計算しております。

### 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 会社役員 の 状況

### 1. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### 2. 社外役員に関する事項

#### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役古谷昇氏は、株式会社ジンズホールディングス社外取締役、株式会社メドレー社外取締役、参天製薬株式会社社外取締役、トグルホールディングス株式会社社外取締役であります。また、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役植田俊道氏は、株式会社ホンキイトンク代表取締役、サインポスト株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役

		主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	古谷 昇	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。また、同氏は経営に関する高い見地に基づき、当社の経営戦略並びに業績について貢献することが期待されていたところ、取締役会において、独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適時必要な発言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ・社外監査役

		主な活動状況
監査役	棚橋 正 顕	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。

		主な活動状況
監査役	植田俊道	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	佐藤洋一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### 4. 補償契約の内容の概要

当社は、当社取締役川西徹氏、森敬太氏及び古谷昇氏並びに当社監査役棚橋正顕氏、植田俊道氏及び佐藤洋一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償することで当社の役員が善管注意義務に違反することとなる場合は補償を要しないなど、一定の制限を設けております。

### 5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役（退任した取締役及び監査役を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 会計監査人の状況

### 1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

## 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要は、次のとおりであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社において法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス宣言」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (2) 当社及び当社子会社において内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (3) 当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (2) 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社における取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
- (2) 当社及び当社子会社における取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 当社及び当社子会社の取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

### 5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- (1) 職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備する。

6. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 管理本部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
  - (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (3) 管理本部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、管理本部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
  
7. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。
  
8. 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - (2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
  
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - (2) 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
  
10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

### **業務の適正を確保するための体制の運用の状況**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、2014年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2024年2月1日から2025年1月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社グループにおける主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、人員の増強を含めた運用体制の整備に努めました。

また、当社グループはそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### **会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

## 【連結計算書類】

## 連結貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	3,335,580	流 動 負 債	732,076
現金及び預金	2,921,402	1年内返済予定の長期借入金	268,000
前 渡 金	269,881	未 払 金	139,077
そ の 他	144,296	未 払 費 用	304,830
固 定 資 産	111,759	未 払 法 人 税 等	345
有形固定資産	40,319	賞 与 引 当 金	9,593
建物及び構築物	17,204	そ の 他	10,230
工具、器具及び備品	14,354	固 定 負 債	952,340
建設仮勘定	8,761	長 期 借 入 金	129,000
無形固定資産	43,891	繰 延 税 金 負 債	823,340
投資その他の資産	27,547	負 債 合 計	1,684,417
資 産 合 計	3,447,339	( 純 資 産 の 部 )	
		株 主 資 本	8,003,796
		資 本 金	2,496,192
		資 本 剰 余 金	6,207,634
		利 益 剰 余 金	△698,901
		自 己 株 式	△1,128
		その他の包括利益累計額	△6,448,629
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△6,448,629
		新 株 予 約 権	207,754
		純 資 産 合 計	1,762,921
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,447,339

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2024年 2月 1日から  
2025年 1月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
<b>事業費用</b>		
研究開発費	2,357,970	
その他の販売費及び一般管理費	1,158,122	3,516,093
<b>営業損失 (△)</b>		<b>△3,516,093</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	2,399	
為替差益	622,754	
その他	2,463	627,617
<b>営業外費用</b>		
支払利息	8,315	
資金調達費用	10,625	
株式交付費	113,175	
その他	1,800	133,916
<b>経常損失 (△)</b>		<b>△3,022,392</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	2,424	
新株予約権戻入益	9,301	11,726
<b>税金等調整前当期純損失 (△)</b>		<b>△3,010,666</b>
法人税、住民税及び事業税法 法人税等調整額	1,131 △128,912	△127,780
<b>当期純損失 (△)</b>		<b>△2,882,885</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純損失 (△)</b>		<b>△2,882,885</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,316,504	7,027,946	△1,950,003	△933	8,393,514
当期変動額					
新株の発行	1,246,681	1,246,681			2,493,363
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△2,882,885		△2,882,885
自己株式の取得				△194	△194
資本金から剰余金への振替	△2,066,993	2,066,993			-
欠損填補		△4,133,986	4,133,986		-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	△820,311	△820,311	1,251,101	△194	△389,717
当期末残高	2,496,192	6,207,634	△698,901	△1,128	8,003,796

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△5,806,567	△5,806,567	205,451	2,792,398
当期変動額				
新株の発行				2,493,363
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△2,882,885
自己株式の取得				△194
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△642,062	△642,062	2,303	△639,759
当期変動額合計	△642,062	△642,062	2,303	△1,029,476
当期末残高	△6,448,629	△6,448,629	207,754	1,762,921

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称 SanBio, Inc.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 8～30年

工具、器具及び備品 3～15年

###### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）で償却しております。

##### (2) 重要な引当金の計上基準

###### 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

##### (3) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

###### ① 繰延資産の処理方法

###### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

###### ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

**(会計上の見積りに関する注記)**

該当事項はありません。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,906千円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、貸出コミットメント契約については、当連結会計年度において当該契約を終了しております。

なお、タームローン契約については、主に、財務制限条項（契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。）及び遵守事項（SB623の承認及び販売予定時期に関する事項）が付されております。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 70,927,202株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 182,925株

**(リース取引に関する注記)**

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 25,460千円

1年超 33,947千円

---

合計 59,408千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入及び新株の発行により調達しております。

外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (注)	時価 (注)	差額
長期借入金	(397,000)	(397,000)	-

(注) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	-	397,000	-	397,000
負債計	-	397,000	-	397,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(収益認識に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	21円93銭
1株当たり当期純損失(△)	△41円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。以下、本新株式及び本新株予約権付社債をあわせて、個別に又は総称して、「本募集証券」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当」といいます。）を決議し、2025年3月3日に2,080百万円の資金調達を行いました。

本新株式発行の概要

①払込期日	2025年3月3日
②発行新株式数	1,088,140株
③発行価額	1株につき金919円
④調達資金の額	1,000,000,660円
⑤募集又は処分方法（割当先）	CVI Investments, Inc.に対する第三者割当の方法によります。

本新株予約権付社債発行の概要

①払込期日	2025年3月3日
②新株予約権の総数	36個
③社債及び新株予約権の発行価額	社債：金30,000,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
④当該発行による潜在株式数	881,632株 上限転換価額は1,225円です。 上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。 下限転換価額は511円ですが、下限転換価額における潜在株式数は2,113,502株です。
⑤調達資金の額	1,080,000,000円
⑥転換価額	当初転換価額1,225円 2026年3月3日、2026年9月3日、2027年3月3日、2027年9月3日、2028年3月3日、2028年9月3日及び2029年3月3日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）において、(i)修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は(ii)当該修正日に先立つ5連続取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値のいずれか低い金額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とします。
⑦募集又は割当て方法（割当先）	CVI Investments, Inc.に対する第三者割当の方法によります。
⑧利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2029年3月8日
⑨償還価額	額面100円につき金109円

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、2025年4月23日開催の第12回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 2,496,192,272円のうち1,772,807,092円

資本準備金の額 2,493,692,257円のうち1,772,807,091円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 3,545,614,183円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 3,545,614,183円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 3,545,614,183円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2025年3月17日

(2) 株主総会決議日 2025年4月23日（予定）

(3) 債権者異議申述最終期日 2025年5月30日（予定）

(4) 効力発生日 2025年6月6日（予定）

## 【計算書類】

## 貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	2,614,012	流 動 負 債	556,745
現金及び預金	2,479,531	1年内返済予定の長期借入金	268,000
前払費用	51,100	未払金	170,271
その他	491,363	未払費用	98,305
貸倒引当金	△407,983	未払法人税等	345
固 定 資 産	545,970	預り金	10,230
有形固定資産	40,319	賞与引当金	9,593
建物	17,204	固 定 負 債	952,340
工具、器具及び備品	14,354	長期借入金	129,000
建設仮勘定	8,761	繰延税金負債	823,340
無形固定資産	43,891	負 債 合 計	1,509,086
投資その他の資産	461,758	( 純 資 産 の 部 )	
関係会社長期貸付金	8,030,360	株 主 資 本	1,443,141
その他	1,278,415	資 本 金	2,496,192
貸倒引当金	△8,847,016	資 本 剰 余 金	2,493,692
資 産 合 計	3,159,982	資本準備金	2,493,692
		利 益 剰 余 金	△3,545,614
		その他利益剰余金	△3,545,614
		繰越利益剰余金	△3,545,614
		自 己 株 式	△1,128
		新 株 予 約 権	207,754
		純 資 産 合 計	1,650,896
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,159,982

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書  
(2024年2月1日から  
2025年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
<b>事業費用</b>		
研究開発費	823,124	
その他の販売費及び一般管理費	717,271	1,540,395
<b>営業損失(△)</b>		<b>△1,540,395</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	300,092	
為替差益	623,045	
その他	187	923,325
<b>営業外費用</b>		
支払利息	8,315	
資金調達費用	10,625	
株式交付費	113,175	
その他	1,800	133,916
<b>経常損失(△)</b>		<b>△750,987</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	2,424	
新株予約権戻入益	9,301	11,726
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	2,187,908	
関係会社貸倒引当金繰入額	746,416	2,934,325
<b>税引前当期純損失(△)</b>		<b>△3,673,586</b>
法人税、住民税及び事業税	939	
法人税等調整額	△128,912	△127,972
<b>当期純損失(△)</b>		<b>△3,545,614</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



## 【個別注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8～30年

工具、器具及び備品 3～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**(会計上の見積りに関する注記)**

該当事項はありません。

**(貸借対照表に関する注記)**

- |                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                   | 24,906千円    |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。） |             |
| 短期金銭債権                              | 407,983千円   |
| 長期金銭債権                              | 1,260,272千円 |
| 短期金銭債務                              | 92,243千円    |
| 3. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務            |             |
| 金銭債権                                | 2,131千円     |

4. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、貸出コミットメント契約については、当事業年度において当該契約を終了しております。

なお、タームローン契約については、主に、財務制限条項（契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。）及び遵守事項（SB623の承認及び販売予定時期に関する事項）が付されております。

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

    営業取引以外の取引による取引高

    受取利息

	300,092千円
--	-----------

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

    普通株式

	518株
--	------

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	455千円
株式報酬費用	63,605千円
関係会社株式評価損	9,352,412千円
貸倒引当金	2,834,323千円
繰越欠損金	1,131,977千円
その他	5,905千円
繰延税金資産小計	13,388,679千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,131,977千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,256,702千円
評価性引当額小計	△13,388,679千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
関係会社貸付金換算差額	△823,340千円
繰延税金負債合計	△823,340千円
繰延税金負債の純額	823,340千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SanBio, Inc.	所有 直接 100%	役員兼務				
			資金の貸付	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金(注2)	8,030,360
				利息の受取(注1)	300,092	投資その他の資産その他(注2)	1,260,272
			増資の引受	増資の引受(注3)	1,872,360	－	－
			債務の保証	債務保証(注4)	400,000	－	－
			出向者の受入等	出向者人件費等(注5)	－	流動資産その他(注6)	407,983
						未払金	92,243

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) SanBio, Inc.への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) SanBio, Inc.への関係会社長期貸付金及び長期未収収益に対し、8,847,016千円の貸倒引当金を計上しております。

(注3) SanBio, Inc.への増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金等の現物出資は含んでおりません。

(注4) 当社は銀行借入に対してSanBio, Inc.より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注5) 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る人件費等を支払っております。また、SanBio, Inc.が出向者に係る所得税を支払っております。

(注6) SanBio, Inc.への出向者人件費等に係る流動資産その他に対し、407,983千円の貸倒引当金を計上しております。

(注2及び6) 当事業年度において746,416千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役 員	森 敬太	被所有 直接 8.4%	当社 代表取締役社長	経費の立替 (注)	20,601	流動資産その他	2,131

(注) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

### (収益認識に関する注記)

該当事項はありません。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	20円35銭
1株当たり当期純損失 (△)	△51円49銭

### (重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(子会社への出資)

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、2025年2月18日付けで連結子会社SanBio, Inc.に4,000千USDの出資を行うことを決議しました。

## 【監査報告】

### 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月25日

サンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明 宏

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月25日

サンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明 宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月25日

サンバイオ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 ( 社 外 監 査 役 )	棚	橋	正	顕	Ⓢ
監 査 役 ( 社 外 監 査 役 )	植	田	俊	道	Ⓢ
監 査 役 ( 社 外 監 査 役 )	佐	藤	洋	一	Ⓢ

以 上